



国（雇用関連）の支援制度

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆様へ

人材開発支援助成金 のご案内



広島労働局 職業対策課

ビジネス環境の激しい変化

企業経営の戦略転換、構造改革が必要

新たな業務や職種に順応できる人材の確保
とりわけ社内人材の育成により新たなスキルや知識を
習得する「**リスキリング**」に注目

人材育成のための訓練には、お金がかかる・・・

人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース をお役立てください

- ① 新規事業の立ち上げなどの**事業展開に伴い、**
- ② 事業主が雇用する労働者に対して**新たな分野で必要となる知識及び技能を習得**させるための訓練を計画に沿って実施した場合、
- ③ **訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成**します。

2022年12月(制度施行)～2027年3月末までの制度

広島県内では、これまでに

製造・建設・医療・販売・飲食など幅広い業種の事業所が利用

2 基本要件

▶ 次の① または ②の いずれか に当てはまること

① **事業展開**を行うにあたり、**新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練を受講させる

② (事業展開は行わないが)、**事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化や**

グリーン・カーボンニュートラル化を進める場合に、これに**関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をするための訓練受講させる

「事業展開」とは

新たな製品を製造し又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。

事業や業種を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

イメージ

▶飲食業 → 新たに介護サービスの分野に事業を展開するための知識・技術を習得するための訓練を受講させる

▶外食事業を展開する飲食店 → テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための訓練を受講させる

▶製造業 → 産業用ロボットを制御するセンサを組み込んだ部品の開発・製造を、外注方式から内製化するため、必要となるプログラミング言語を習得する訓練を受講させる

「デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、**デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ること**や、顧客や社会のニーズを基に、**製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること**。

▶**製造業**：製品の開発、製造、販売などすべてのオペレーションにおいてデジタル技術を使った業務変革、顧客価値創造、自動化等の効率化を実現するため、デジタル技術の知識・スキルを習得させるため訓練を受講させる

▶**建設業**：3次元設計などのICT技術を習得させるための講座を受講させる。
▶**建設業・ビルメンテナンス業**：デジタル測量・調査を行うため、ドローン操縦士資格取得のための訓練を受講させる

▶**販売業や営業部門**：ITツールを活用したWEB集客のノウハウの習得させるための訓練を受講させる

「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

▶農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO2削減を実施するためドローンスクールに通わせる

▶風力発電機や太陽光パネルなどの環境に配慮した電力供給システムを構築するためエンジニア育成講座を受講させる

3 訓練の要件

- ▶ 訓練対象者：申請事業主に雇用されている雇用保険被保険者
- ▶ 所定労働日の所定労働時間内に、**OFF-JT**により実施される訓練であること
- ▶ 実訓練時間数が**10時間以上**※であること
- ▶ **事業展開等を行うために必要となる、労働者の職務に関連する訓練**

事業内訓練

- 事業主が企画し主催するもの
- 対面講習が基本

事業外訓練

- 事業主以外の者が企画し主催するもの
- 対面形式、ZOOM等を用いた遠隔講習、通信制講座、eラーニング(受講履歴を管理するLMSシステム付き)

【助成対象にならない訓練】

- ・ 職業人として共通して必要となる基礎的な知識等を習得するもの（接遇・マナー研修…）
 - ・ 通常の事業活動として遂行されることを目的とするもの（コンサルによる経営改善指導、取り扱う製品やサービスの説明…）
 - ・ 実施目的が訓練に直接関連しないもの（時局講演会や見学会…）
 - ・ 知識・技能の習得を目的としていないもの（意識改革研修…）
- など（パンフレットP.13-14参照）

4 経費助成・貸金助成

経費助成

事業内訓練

(事業主が企画し主催するもの)

- **部外の講師への謝金**・旅費
- 施設・設備の借上げ費 など

事業外訓練

(事業主以外の者が企画し主催するもの)

- 入学料・**受講料**・教科書代等、あらかじめ受講案内などで定めているもの

※ 訓練で取得目標とされている公的職業資格等の受験料も対象

※ 対象にならない経費：パンフレットP.13-14参照

貸金助成

所定労働時間内に受講した訓練の時間数に応じて、時間当たり定額の助成をします

※eラーニングや通信制による訓練は、対象外

4 助成額・助成率

()内は中小企業以外の助成額・助成率

経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)
75% (60%)	960円 (480円)

① 経費助成限度額(1人当たり)

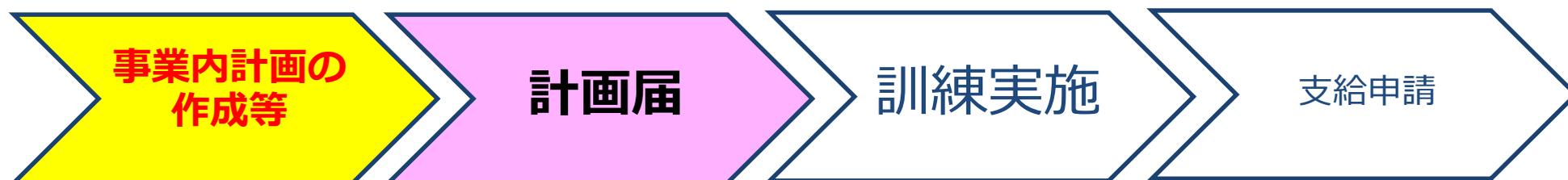
企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
・ 中小企業事業主	30万円	40万円	50万円
・ 中小企業以外の事業主	20万円	25万円	30万円

② 賃金助成限度額(1人1訓練当たり) 1,200時間

③ 支給に関する制限 1事業所が1年度に受給できる助成額は、1億円

5 手続きの流れ

まずは「基本要件に当てはまるか」など、ご相談ください



訓練実施の1か月前までに・・・

Step 1 事業内計画の作成等

- 事業内職業能力開発計画の作成（経営理念・人材育成の基本方針と目標・雇用管理方針など）・周知
- 社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンである**職業能力開発推進者**の選任

Step 2 計画届の提出

- **訓練実施計画届**（所定様式）などの必要書類を**訓練開始日から数えて1か月前までに**（厳守）都道府県労働局又は管轄のハローワークに提出することが必要です。

申請に向けて

厚生労働省のホームページ
「人材開発支援助成金」で検索

助成要件⇒ 事業展開等リスクリング支援
コースのご案内(詳細版)を確認

申請書類など⇒ 申請書類と書類一覧(チェックリス
ト)をダウンロード

厚生労働省「人材開発支援助成金」のホームページ

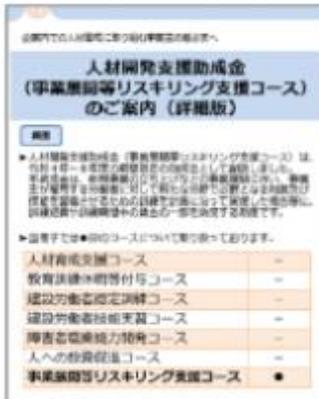
■ 事業展開等リスキリング支援コース

この見出し

新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

最新版パンフレット

支給要件や提出書類などを説明しています。ご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせください。



パンフレットはココをクリック

[PDF 令和5年度版パンフレット \(事業展開等リスキリング支援コース\) 詳細版 \(R5.6.26～\) \[3.1MB\]](#)

過去のパンフレットは[こちら](#)

詳細情報 ※クリックで最新版のPDFファイルがダウンロードできます

申請書類ダウンロード

[【PDF 支給要領 \[504KB\]](#) (R5.6.26更新)

[【申請書類ダウンロード】](#)

←最新の申請書(紙での申請)は[こちら](#)をクリック(令和5年6月26日以降に計画届を提出された方)

[【電子申請\(雇用関係助成金ポータル\)】](#)

←電子申請は[こちら](#)をクリック(令和5年6月26日以降に計画届を提出された方)

[【PDF 申請書類一覧\(チェックリスト\) \[586KB\]](#)

チェックリストのダウンロード

人材開発支援助成金 人への投資促進コース

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

デジタル 成長分野

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

I T分野 未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

I T分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)

定額制 (サブスクリプション)

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

自発的 能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練 休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

人への投資促進コースの助成率・助成額

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規	高度デジタル訓練 (ITスキル標準 (ITSS) レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練	非正規	海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わ せの訓練 (IT分野関連の 訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」 (サブスク リプション型の研修サービス)	60% (+15%)	45% (+15%)	-		-	
自発的職業能力開発 訓練	正規 非正規	労働者の自発的な訓練費 用を事業主が負担した訓 練	45% (+15%)		-		-	
長期教育訓練休暇等 制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取 得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制 度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	